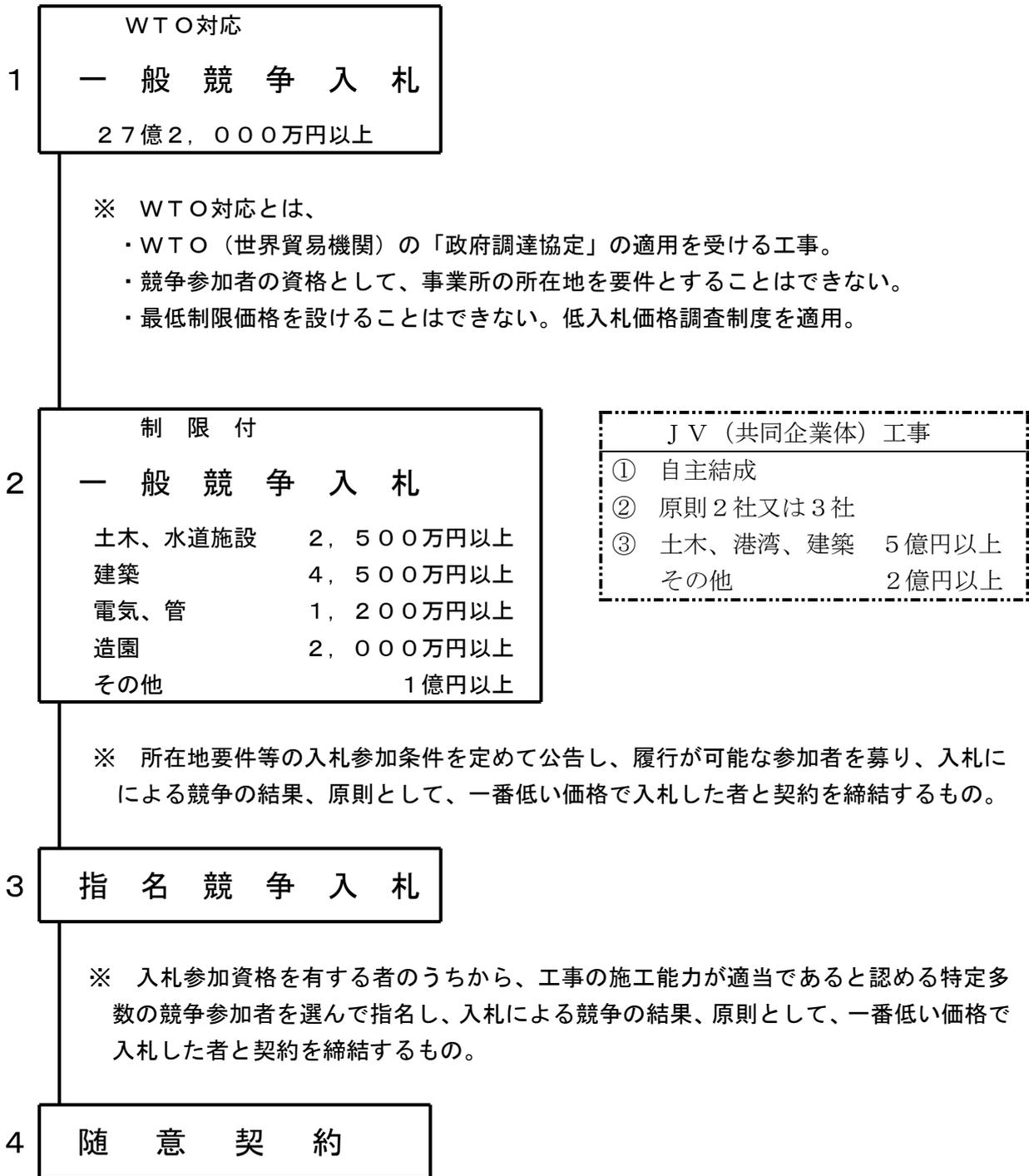


# 現行の入札・契約制度（工事請負契約）

令和6年4月1日現在



※ 競争入札の方法によらないで、任意に一定の相手を選定し、契約を締結するもの。

## 〔総合評価方式〕

※ 平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、公共工事の品質を確保するための一つの手段として、平成18年度から導入。

価格に加え、品質を高めるための創意工夫や施工実績など、価格以外の技術的な要素を含め、総合的に評価し、落札者を決定するもの。